

平成27年9月15日規程70号

独立行政法人国立病院機構中央認定再生医療等委員会設置規程

(目的)

第1条 独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）における再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号。以下「再生医療等安全性確保法」という。）の適用される再生医療等を推進するために、再生医療等安全性確保法に基づき、国立病院機構の本部に独立行政法人国立病院機構中央認定再生医療等委員会（以下「認定再生医療等委員会」という。）を設置する。

(厚生労働大臣の認定)

第2条 理事長は、認定再生医療等委員会が再生医療等安全性確保法第26条第4項に掲げる要件に適合していることについて、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

(組織)

第3条 認定再生医療等委員会は、再生医療等に関して識見を有する者のうちから、理事長が指名するものをもって組織する。

(事務局)

第4条 理事長は、認定再生医療等委員会の運営に関する事務を行う者を選任するものとする。

(運営等)

第5条 認定再生医療等委員会の運営等については、理事長が別に定めるところにより行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に当たって必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。